

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う 関係規則の整備について

主な改正内容

(1) 副校長等の新たな職の設置に伴う改正

副校長等の新たな職を各規則に追加するほか、その職務内容を規定するなど関係規定を整備

【改正規則】

- ・ 公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則
- ・ 石川県立高等学校規則
- ・ 石川県立学校管理規則
- ・ 石川県立特別支援学校規則
- ・ 石川県立中学校規則
- ・ 石川県立学校教職員の勤務成績の評定に関する規則
- ・ 石川県市町立学校教職員の勤務成績の評定に関する規則

(2) 学校評価に関する規定の整備に伴う改正

学校関係者評価に関する規定を追加

【改正規則】

- ・ 石川県立学校管理規則（再掲）

(3) 学校教育法の改正に伴う改正

各学校種の「目的」を、学校教育法の改正を踏まえて改正

【改正規則】

- ・ 石川県立高等学校規則（再掲）
- ・ 石川県立中学校規則（再掲）

学校教育法及び同法施行規則の改正に伴い条番号を整備

【改正規則】

- ・ 学校教育法施行細則
- ・ 石川県立輪島漆芸技術研修所受講規程
- ・ 石川県技能教育施設の指定等に関する規則

施行年月日

- (1) 及び (2) 平成 2 0 年 4 月 1 日
(3) 公布日